

独自給付金の支給事由

	<p>① 平成29年5月以後に次の支給事由のいずれかに該当しているかをご確認願います。 なお、国の年金受給状況(支給停止の有・無及び停止理由当等)につきましては、お近くの年金事務所、または街角の年金相談センターへご確認願います。</p> <p>② 支給事由に該当する場合は、誠に恐れ入りますが、当基金あてご連絡をお願いいたします。 (請求手続きのご案内と共に「独自給付金請求書」をご自宅へお送りいたします。)</p>
ア	<p>次の1.又は2.に該当し、老齢厚生年金が支給停止(全部・一部)された期間がある。</p> <p>1. 70歳未満で、<u>当基金の加入事業所以外の事業所に勤務して、厚生年金保険に加入している。</u></p> <p>2. 70歳以上で、厚生年金保険の「<u>70歳以上被用者</u>」に該当して、事業所に勤務している。</p>
イ	65歳までの間に「高年齢雇用継続給付金」の受給により、老齢厚生年金が支給停止(全部・一部)された期間がある。
ウ	65歳までの間に「失業給付(基本手当)」の受給により、老齢厚生年金が支給停止された期間がある。
エ	「遺族厚生(共済)年金」を受給しているため、老齢厚生年金が支給停止(全部・一部)されている。
オ	「障害厚生(共済)年金」を受給しているため、老齢厚生年金が支給停止されている。
カ	「老齢厚生年金」の受給に必要な受給資格期間を満たしていない。 (注)年金の受給資格期間は平成29年8月から「10年」に短縮されています。
キ	平成3年10月以前に厚生年金基金を資格喪失し、厚生年金基金は退職時裁定(60歳支給開始)の対象になっているにもかかわらず、代行返上により老齢厚生年金の支給開始年齢は、61歳以後になっている。

岡山県内の年金事務所

事務所名(所在地)	電話番号	受付時間
岡山東年金事務所(中区国富)	086-270-7925	
岡山西年金事務所(北区昭和町)	086-214-2163	[通 常] 月～金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
倉敷東年金事務所(倉敷市老松町)	086-423-6150	
倉敷西年金事務所(倉敷市玉島)	086-523-6395	[時間延長] 週初の開所日
津山年金事務所(津山市田町)	0868-31-2360	17:15～19:00
高梁年金事務所(高梁市旭町)	0866-21-0570	[週末相談] 第2土曜日 9:30～16:00
街角の年金相談センター岡山 (北区昭和町) ※ 窓口相談のみ	086-251-0052	
ねんきんダイヤル ※ 電話相談のみ	0570-05-1165 (050 で始まる電話 でかけるとき) 03-6700-1165	月曜日 8:30～19:00 火～金曜日 8:30～17:15 第2土曜日 9:30～16:00